合を含む。）又は地方公務員等共済組合法附則第十九条の二各項の表の上欄に掲げる者がこれらの表の下欄に掲げる年齢（以下この項及び第十六条の五の二第一項において「特例支給開始年齢」という。）に達する日（二以上の特例支給開始年齢があるときは、その最も遅い日とする。）の属する月の前月までに請求するものに限り、平成六年改正法附則第二十七条第一項の規定による一部繰上げの請求にあつては」を加え、「第十六条の六第一項」に、「特例支給開始年齢」を「定額部分支給開始年齢」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　前項の規定により全部繰上げ又は法附則第九条の二の二第一項の規定による一部繰上げの請求を行う場合において、請求者が厚生年金保険法附則第十三条の四第一項の規定による支給繰上げの請求を行うことができる者であるときは、前項の書類に同法附則第十三条の四第一項の規定による支給繰上げの請求をする旨を付記しなければならない。

第十六条の二第一項中「附則第九条の二第三項及び」の下に「第九条の二の二第三項並びに」を加える。

第十六条の五第一項中「第六号」の下に「及び第七号」を加え、同条第二項中「前条第二項各号（第三号を除く。）」を「前条第二項第一号及び第二号」に改める。

第十六条の五の次に次の一条を加える。

第十六条の五の二　特別支給の老齢厚生年金の受給権者であつて、厚生年金保険法施行規則第三十条の規定による裁定の請求を行つたものの法附則第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金についての裁定の請求（厚生年金保険法附則第八条の二各項、国家公務員共済組合法附則第十二条の三の二（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法附則第十九条の二各項の表の上欄に掲げる者が特例支給開始年齢に達する日（二以上の特例支給開始年齢があるときは、その最も遅い日とする。）の属する月の前月までに請求するものに限る。）は、第十六条の規定にかかわらず、第十六条の四第一項各号（第六号及び第七号を除く。）に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

2　前項の請求書には、第十六条の四第二項第一号及び第二号に掲げる書類を添えなければならない。

3　第十六条の二第五項の規定は、第一項の請求に係る老齢基礎年金について準用する。

第十六条の六第一項中「特例支給開始年齢」を「定額部分支給開始年齢」に改め、「第六号」の下に「及び第七号」を加える。

第六十条の七中「附則第九条の二第五項」の下に「（法附則第九条の二の二第六項及び平成六年改正法附則第二十七条第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

被保険者数	基本額	地域差加算額					寒冷地加算額				
		地域手当1級地	地域手当2級地	地域手当3級地	地域手当4級地	地域手当5級地	地域手当6級地	1級地	2級地	3級地	4級地
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1— 500	1,054,761	231,881	210,705	145,058	139,764	15,882	11,647	37,769	34,055	30,907	19,796
501— 700	1,225,887	269,502	244,890	168,592	162,439	18,459	13,537	43,894	39,579	35,920	23,008
701— 900	1,343,885	295,443	268,462	184,820	178,075	20,236	14,840	48,121	43,390	39,377	25,224
901— 1,100	1,462,777	321,580	292,212	201,171	193,829	22,026	16,152	52,380	47,228	42,861	27,457
1,101— 1,300	1,647,050	362,091	329,024	226,514	218,247	24,801	18,187	58,981	53,183	48,264	30,915
1,301— 1,500	1,807,282	397,317	361,033	248,550	239,479	27,214	19,957	64,717	58,354	52,957	33,922
1,501— 1,700	1,952,066	429,147	389,955	268,462	258,664	29,394	21,555	69,903	63,029	57,203	36,642
1,701— 1,900	2,088,899	459,229	417,290	287,280	276,795	31,454	23,066	74,807	67,446	61,212	39,211

○厚生労働省令第三十八号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十二条第四項の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日　厚生労働大臣　田村　憲久

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「書類」の下に「又はこれらの事項をそれぞれ記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十九号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項及び第五条第七項の規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日　厚生労働大臣　田村　憲久

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号イ中「0.4508」を「0.4460」に、「1,653.00円」を「1,550.00円」に改め、同号ロ中「0.000000292」を「0.000000293」に、「0.011106」を「0.011120」に改め、同条第二号イ中「一万三千百八十八円三十九銭」を「一万四千二百八円十三銭」に改め、同号ロ中「〇・〇一一〇四七」を「〇・〇一一七三六」に改め、同条第三号イ中「一万五千七百八十九円三十四銭」を「一万五千七百八十八円二十銭」に改め、同号ロ中「〇・〇一〇一〇八」を「〇・〇〇九九九四」に改める。

附則第二条（見出しを含む。）中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「百分の百五」を「百分の百十七」に改める。

附則第二条の二（見出しを含む。）及び第二条の三（見出しを含む。）中「平成二十三年度及び平成二十四年度」を「平成二十四年度及び平成二十五年度」に改める。

附則第四条の二（見出しを含む。）及び第五条第二項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

別表第一及び別表第一の二を次のように改める。